

須賀川市共催、後援及び協賛に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他の公的機関又は団体若しくは個人（以下「各種団体等」という。）が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、須賀川市（以下「市」という。）が、共催、後援又は協賛（以下「共催等」という。）をする場合の基準及び事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 各種団体等と市がともに事業等を行い、相互に役割及び経費を分担することをいう。
- (2) 後援 各種団体等が実施する事業等の趣旨に賛同し、後援名義の使用承諾及び会場使用料減免等の支援をすることをいう。
- (3) 協賛 各種団体等が実施する事業等の趣旨に賛同し、協賛名義の使用承諾をすることをいう。

(承諾申請)

第3条 市の共催等を受けようとする各種団体等は、原則として事業等を実施する1月前までに、共催等承諾申請書（第1号様式）又はそれに準じた申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書（承諾を受けようとする事業に関わるもの）
- (3) 各種団体等の規約、会則その他これらに類するもの及び会員名簿
- (4) 各種団体等の活動実績を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前年度に同様の事業等で共催等を受けているとき、市から補助を受けているとき、又は市長が認めるときは、前項第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(承諾基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催等の承諾をするものとする。

- (1) 市の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。
- (2) 堅実な活動計画を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められる各種団体等が実施する事業等であること。
- (3) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置がとられていること。
- (4) 営利を目的としている事業等にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性があるものであること。
- (5) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。
- (6) 政治的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (7) 宗教的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (8) 各種団体等の関係者が、須賀川市暴力団排除条例（平成 24 年須賀川市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

（承諾の決定）

第 5 条 市長は、第 3 条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、前条に規定する基準に該当すると認めるときは共催等承諾通知書（第 2 号様式）により、該当しないと認めるときは共催等不承諾通知書（第 3 号様式）により承諾の可否を各種団体等へ通知するものとする。

2 市長は、共催等の承諾をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 共催等の名義を「須賀川市」とすること。
- (2) 後援又は協賛をされた事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、各種団体等の責任において処理を行うこと。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（事業計画の変更申請）

第 6 条 前条の規定により承諾を受けた各種団体等（以下「承諾団体等」という。）は、承諾を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、その変更内容が軽微な場合を除き、共催等変更申請書（第 4 号様式）に当該変更内容を記載した書類を添えて、市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、第 4 条に規定する基準に該当すると認めるときは、共催等変更承諾通知書（第 5 号様式）により、該当しないと認

めるときは、共催等変更不承諾通知書（第6号様式）により承諾の可否を承諾団体へ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承諾をする場合において、前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

（報告）

第7条 承諾団体等は、事業等の終了後速やかに、共催等事業実施報告書（第7号様式）に事業等の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（承諾の取消し等）

第8条 市長は、承諾団体等が次の各号のいずれかに該当した場合は、その承諾を取り消し、共催等取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

- (1) 第4条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。
- (2) 承諾団体等が解散したとき、又は事業等を取りやめたとき。
- (3) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められたとき。
- (4) その他市長が取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により共催等の承諾が取り消された場合において承諾団体等に損害が生じても、市はその賠償の責を負わないものとする。

（事務担当課等）

第9条 共催等の承諾に関する事務は、当該共催等に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する須賀川市行政組織規則（令和2年須賀川市規則第1号）に規定する課又は出先機関が行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、共催等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。